

全建労発第 14 号
令和 3 年 5 月 11 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔 公 印 省 略 〕

働き方改革への取組の推進について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会における働き方改革の推進につきましては、平成 29 年 9 月に策定した「働き方改革行動憲章」及び同行動憲章をより具体化した「今後の働き方改革の取組について（継続）（令和 2 年 4 月 1 日付け全建労発第 1 号）」により、各都道府県建設業協会及び会員企業の皆様と共に、一体的に取り組んできたところです。

とりわけ、公共工事設計労務単価については、国土交通省から「技能労働者の賃金上昇に向けた取組について（令和 3 年 4 月 2 日付け事務連絡）」による通知を受け、全建において「技能労働者の賃金上昇に向けた取組について（令和 3 年 4 月 6 日付け全建労発第 5 号）」により各都道府県建設業協会会長あて通知したところです。

また、4 月 21 日開催の理事会において、同趣旨を盛り込んだ令和 3 年度事業計画の変更について報告したところです。

さらに、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制が令和 6 年 4 月から適用されることから、長時間労働の是正、労働条件の改善への対応は待ったなしの状況となっています。

このため、今年度におきましては、下記によりこれまでの取組をさらに強化して行うことといたします。

今後、本取組の趣旨をご理解の上、具体的な取組が円滑に進みますよう、ご配慮のほどよろしく願いいたします（後日、本件に関する具体的な取組内容を通知いたします。貴協会の会員企業の皆様には、後出の通知においてご周知くださいますようお願いいたします。）。

記

1 令和 3 年度の賃金の支払い

令和 3 年 3 月から適用される設計労務単価は、全国全職種平均で 1.2% 上昇（9 年連続の上昇）となりましたが、この数値は調査結果がマイナスとなった地域・職種について新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置として据え置いた結果であり、令和 3 年度の賃金はこの単価引上げ分をアップするだけでは、今後、負のスパイラルに陥るおそれがあります。

このため、本会においては、別紙のとおり令和3年度の事業計画を変更することとし、その内容について4月21日の理事会において報告したところです。事業計画の概ね2%以上の賃上げを目指すということは、中小企業などで負担となる懸念もありますが、技能者労働者の賃金引上げが労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃上げにつながる好循環を堅持するために必要不可欠です。このため、会員企業の皆様には、その趣旨をご理解いただき、下請契約において、概ね2%以上の賃上げの反映を徹底していただくとともに、下請会社への指導等の取組を進めていただきたいこと（別紙参照）。

2 「休日 月1 + (ツキイチプラス)」運動から「目指せ週休2日 + 360時間（2 + 360 ツープラスサンロクマル）運動」への加速化等を通じた労働条件の改善

(1) 目指せ週休2日運動

会員企業において、これまで取り組んでいただいた「休日 月1 + (ツキイチプラス) 運動」の取組を加速化し、今年度から新たに「目指せ週休2日運動」として取り組んでいただきたいこと。

このことにより、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休暇を付与し、「週休2日」の休日確保を目標としていただきたいこと。本運動の周知に当たっては、全建で新たに作成予定のポスターや小冊子の活用も図っていただきたいこと。

(2) 目指せ360時間運動

上記(1)の取組に合わせ、時間外労働等の労働時間の適正な把握及び管理に関する周知等を行うとともに、時間外労働の罰則付き上限規制、時間外労働の割増賃金率引上げ等に関する周知、啓発を行い、時間外労働の上限を原則年360時間以内となるよう取り組んでいただきたいこと。

※ 上記(1)と(2)の取組を合わせて「目指せ週休2日 + 360時間（2 + 360 ツープラスサンロクマル）運動」として一体的に取り組んでいただきたいこと。

3 社会保険加入対策

令和2年度に引き続き、工事の種別に関係なく、会員企業が直接契約を取り交わす下請企業については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について（令和2年9月30日付け国不建整第72号）」を踏まえた取組を行っていただきたいこと。

(注) 適用除外とされている事業所（健康保険及び厚生年金保険については、個人事業主で従業員が5人未満の事業所）を除く。

以上

担当：労働部 古田、吉田

令和 3 年度 事業計画

(別紙)

令和3年3月31日

旧		新	
P 5 上か ら17 行目	また、「社会保険加入の徹底」及び「設計労務単価引上げ分アップ宣言」を通じ、社会保険加入促進及び賃金引上げのための運動・取組の周知・徹底を図る。	P 5	また、「社会保険加入の徹底」を通じ、社会保険加入促進のための運動・取組の周知・徹底を図る。
P 6	追 加	P 6	② 技能者の概ね 2 % 以上の賃上げへの取組 全建では、これまで「単価引き上げ分アップ宣言」に基づき、継続的な技能者の賃上げへの取組を進めてきたところ、令和 3 年 2 月の労務単価改定でも全国平均でプラス 1. 2 % (9 年連続プラス改定) となった。しかしこの数値は、調査結果がマイナスとなった地域・職種についてコロナ禍の特別措置として据え置いた結果であり、今年度この単価改定分をアップするだけでは、来年度にはマイナス改定に転じるおそれがある。 このため、3 月の国土交通省と建設業 4 団体との意見交換会で申し合わせた、同宣言を超える概ね 2 % 以上の賃上げを目指し、下請契約での配慮、下請会社への指導等の取組を進める。併せて、その阻害要因となりかねないダンピングの防止に向け、調査基準価格の設定の適正化等を要望・提言する。
P 6	②建設キャリアアップシステムの普及に向けた環境整備	P 6	③建設キャリアアップシステムの普及に向けた環境整備 ※ 以降⑦まで番号繰り下げ